

島原天草一揆における

一揆当時と一揆後の認識について

文学研究科歴史学専攻博士前期課程一年

堤 将 太

一、はじめに

現在の島原天草一揆の研究史は二つの事柄に関することが中心であり、一つめは一揆の原因ないし性格論、二つめは近世初期における一揆の歴史的位置付けである。私は、卒業論文で一揆認識の変化について検証したが、どうしてそのように認識が変化したかに関しては明らかにする事ができなかつた。修士論文に向けて卒業論文の史料と同じになるが、『原史料で綴る天草島原の乱』^(注1)を用いて、

一揆当時と一揆後の一揆認識の変化について振り返りたい。

二、一揆当時の認識とは

まず、第二章において一揆発生当時は一揆に対してどのような認識でいたかを明らかにしていきたい、それでは最初に一揆発生期においての認識について知るためにいくつかの史料を紹介する。

「佐野弥七左衛門覚書」寛永一四年一〇月二三、二三、二四日

寛永十四年丑之曆、於肥後國之内寺沢兵庫頭殿領内天草・肥前國之内松倉長門守領島原、吉利支丹蜂起之次第（略）^(注2)

この佐野弥七郎左衛門という人物は、島原藩物頭として乱初期より討伐に当たり、未刊本であるが「佐野弥七郎左衛門覚書」を記している。記述では、個人の認識ではあるが、「吉利支丹」が「蜂起」とあるようにキリシタンが蜂起をしたという認識である事が明らかだろう。

「島原藩日帳（抄）」寛永一四年一〇月二五日

寛永一四年寅の十月二十五日に、吉利支丹相發り申、有馬より、注進九ツ時分有之に付、万事覺悟被仕候覚書之事（略）^(注3)

次は、正式名を「島原一乱家中前後日帳覚」といい、この筆者である大村勘助は島原藩士で、島原城留守居役であった。この記述は、「吉利支丹相發り」と短い文章だが、この文章だけでも島原城留守居役であるこの人物はキリシタンが蜂起したと認識しているのはわかるだろう。

「島原藩家老より熊本藩三家老へ」寛永一四年一〇月二七日

爰許百姓共きりしたん俄ニ立ちあかり一揆の仕合ニて（略）^(注4)

この記述では、島原藩家老の多賀主水他二名の連名で熊本藩の三家老に対して、「きりしたん」が「一揆」の「仕合」で村々や城下を焼いているため、加勢を願い出ている内容のものでこの島原藩の三名の家老はキリシタンが一揆を起こしたと認識し、さらにこの書状は熊本三家老宛のため少なくとも島原三家老と熊本三家老はキリシタンが一揆を起こしたという認識でないと推測できる。またキリシタンの言い方については、気違者、悪党といった言葉がもちいられることがあった。

この一揆発生期において、島原藩士や、島原藩留守居役、島原藩三家老に熊本藩三家老は少なくとも島原においてきりしたんが一揆を起こしたと認識していた事がわかる、他にもこの時点で同じような認識でいたのは柳川藩家老や佐賀藩多久美作守、また佐賀藩多久美作守の書状の相手である豊後目付衆といった人物たちがいえる。

では、この一揆発生期での幕府関係者や一般民衆はどのような認識でいたのだろうか。

① 「多久美作守より江戸への言上」 寛永一四年一〇月二七日

依而松倉長門殿領内二きりしたん宗旨の由二付而（中略）
将又若彼地悪党共弥致蜂起及大破申候（略）^(注5)

② 「熊本藩三家老より江戸への言上」 寛永一四年一〇月二八日

松倉長門守様御領分御城本、島原ニ当（中略）在々の百姓共
内證きりしたんころひ不申者共申合一揆（略）^(注6)

この記述では、島原藩家老の多賀主水他二名の連名で熊本藩の三家老に対して、「きりしたん」が「一揆」の「仕合」で村々や城下を焼いているため、加勢を願い出ている内容のものでこの島原藩の三名の家老はキリシタンが一揆を起こしたと認識し、さらにこの書状は熊本三家老宛のため少なくとも島原三家老と熊本三家老はキリシタンが一揆を起こしたという認識でないと推測できる。またキリシタンの言い方については、気違者、悪党といった言葉がもちいられることがあった。

この一揆発生期において、島原藩士や、島原藩留守居役、島原藩三家老に熊本藩三家老は少なくとも島原においてきりしたんが一揆を起こしたと認識していた事がわかる、他にもこの時点で同じような認識でいたのは柳川藩家老や佐賀藩多久美作守、また佐賀藩多久美作守の書状の相手である豊後目付衆といった人物たちがいえる。

では、この一揆発生期での幕府関係者や一般民衆はどのような認識でいたのだろうか。

① 「多久美作守より江戸への言上」 寛永一四年一〇月二七日

依而松倉長門殿領内二きりしたん宗旨の由二付而（中略）
将又若彼地悪党共弥致蜂起及大破申候（略）^(注5)

② 「熊本藩三家老より江戸への言上」 寛永一四年一〇月二八日

松倉長門守様御領分御城本、島原ニ当（中略）在々の百姓共
内證きりしたんころひ不申者共申合一揆（略）^(注6)

この記述では、島原藩家老の多賀主水他二名の連名で熊本藩の三家老に対して、「きりしたん」が「一揆」の「仕合」で村々や城下を焼いているため、加勢を願い出ている内容のものでこの島原藩の三名の家老はキリシタンが一揆を起こしたと認識し、さらにこの書状は熊本三家老宛のため少なくとも島原三家老と熊本三家老はキリシタンが一揆を起こしたという認識でないと推測できる。またキリシタンの言い方については、気違者、悪党といった言葉がもちいられることがあった。

この天野屋藤左衛門といふ人物は、長崎の商人で長崎より熊本藩に情報を探っていた人物であるがこの人物と熊本藩との関係はよくわからない。だがこの記述は、天野屋藤左衛門が熊本藩三家老に対して「きりしたん」が「おこり」、寺や宮を焼き、「壱き（一揆）」の様相であったと報告し、さらに長崎は特に変わりは無く、また何があつたら連絡しますという内容の書状である、この記述で商人で

ある藤左衛門はキリシタンが一揆のようものを起こしたという認識をもつていたと推測できる。

今まで見たのは、一揆発生期において島原で起こった一揆がキリストンであるという認識であった。次は、一揆発生期に天草で起つた一揆への認識についてみていただきたい。

「河喜多九太夫より長岡監物へ」寛永一四年一〇月三〇日

天草大矢野島きりしたん一揆をおこし寺社等を悉放火仕候

(略) ^(注8)

この記述は、熊本藩士である河喜多九太夫が熊本藩家老である長岡監物に対して天草の「きりしたん」が「一揆」を「起こし」たという報告とそれをすぐに解決したほうがいいという内容の書状である、これをみても天草で起こったものはキリストンによつて起こされた一揆という認識ができるだろう。

今まで見てきた史料から島原・天草において各藩家老や藩士、幕府関係者や一般人といった人物が、一揆発生期の時点ではキリストンが一揆を起こしたあるいは起こしたようだという認識でいた事がわかつた。それでは次に一揆が起こつてしまらくたつた一一月中旬から一二月中旬までの認識を見る事にする、

「柳生宗矩が事」寛永一四年一一月一〇日

肥前の国高来郡の土民等領主松倉にそむき、耶蘇の宗門に事よせ蜂起せしかば（中略）上にはたゞ土民の一揆とのみ聞召て（略）^(注9)

この記述で、柳生宗矩は板倉内膳正重昌が追討の御使を奉わつたことを知り、それを止めるために、早馬で行くももうすでに板倉重昌は出立していて、なぜ板倉を止めようとしたかについて家光と話すという内容である。この記述は、後世の編纂物の内容ではあるが幕府の考え方を知る事ができる手がかりになるものなので検証をくわえる、まずこの記述では「百姓のことを「土民」と記述している、これはこれまでの記述には無いものであり、今まできりしたんが一揆を起こしたという認識に対しても新しい意見である。ただし後の文章で「耶蘇の宗門」という記述があり、また「土民の一揆」とも記してある事からこの徳川実記を編纂した林大学頭等がどちらに比重を置いていたのか、またはどのような思想の持ち主であったのかという事が重要ななるだろう。

「幕府年寄衆より島津中納言へ」寛永一四年一一月二三日

今度松倉長門守領内嶋原之百姓きりしたんの宗門令蜂起候之儀

(略) ^(注10)

この記述では、幕府年寄衆（阿部豊後忠秋・松平伊豆守信綱・酒井讚岐守忠勝・土井大炊頭利勝の連名で島津中納言に対し書状を

送っている、この記述では「百姓きりしたんの宗門令蜂起」とある。ようすにキリシタンの百姓が蜂起をしたという認識でいる事がわかり、前に見た「柳生宗矩が事」の「土民の一揆」という認識と違う事がわかる。

「島原表の覚」寛永一四年一一月二四日

有馬・有江・口ノ津辺の古きりしたん共立帰申候（中略）弥切

支丹共蜂起仕候（略）^{（注11）}

「天草表の覚」寛永一四年一一月二四日

中天草の内本戸のせとより越中守領分の三角のせと迄の在々過
半古切支丹立帰申候由（略）^{（注12）}

この二つの記述は、島原と天草の状況を伝えているものであるが、この二つともに「古キリシタン」「古切支丹」という言葉があるが、この意味は一揆以前に表面上だけか、内心から基督教したかに関わらず転んでしまったキリシタンの事であり、逆に一揆後にキリシタンになるが強制された場合は、新キリシタンと呼ばれている。またこの時期では二つの記述にもあるように（キリシタンに）立帰るという言葉がよく使われ、立帰った古キリシタンが一揆を起こしたという認識に移り変わっているように思える。

「覚」寛永一四年一一月二八日

松倉長門殿所ハ御知行六万石ニテ御座候を、六七年前より拾万

石に申請付、六万石へ十万石分を割懸、当年世中能候ニ付物成高く御取、又右の十万石ニテ御割の未進六年以前より、御座候を、当年一所ニ御取可被成ニ付き、百姓共色々御詫言申候ヘ共一円無御聞入、其内より六七人程たかつの温泉と申湯ニ入、又頭分湯など懸又さかさま二つり、か様にあらけなき糾明にて御座候故、この分ニテハ、逆不罷成候間妻子指殺百姓共九里起、其数四五千程御座候由也、（略）^{（注13）}

ここでの記述からは、松倉長門守の知行はもともと六万石であるが、六・七年前から十万石になるよう願い出て増やした。この年は物成を高く取り、また十万石に増やした際の不足分を同じ年にとりうとし、百姓たちが謝ったがまったく聞かなかつた。その中の六・七人ぐらいがたかつの温泉というところに入れられ、頭に湯をかけたり、さかさまに吊るしたりして荒々しく問い合わせられるといったことがされていたとある、これはこの時点で松倉長門守の苛政の事実が一握りの人物には知られていると考えていいだろう。

では最後に一二月末から二月末までの中でのどのような認識でいたのかを見ていく。

「上使より城中へ」寛永一五年一月中旬

天下ニ恨有之哉、又長門一分の恨有之^{（注14）}

いかけられた矢文の一部分である、しかしながら今まで検証してきた書状からは、キリストンが一揆を起こしたという認識が大部分であったが、この文ではなぜ城に籠もり、敵となつたのかという認識が新たにでてきたのである、また何が根拠となつたのかもわからないため推測の域をでないが、松平信綱は松倉長門守に恨みがあるのかと聞いている、それは恨まれるような事を松倉長門守が行っていた事を知っていたのか、それともただ島原の領民だったからなのかは史料がないため知る事はできない。

しかし矢文の内容が相反するものがある以上、権力側の史料に記録されている矢文は、後世に改変されたものではないかという可能性は否定できない。

これまで第二章で見てきたのは、一揆発生期においてはキリストン一揆であるという認識であつた事、その後古キリストンが立帰つたという認識にかわる事、最後に幕府軍と一揆軍との矢文によって、原因認識を確かめている上、そのときに今まで出ていない領主の苛政という事実があつた事が明らかにできた。

①「城中よりの矢文」寛永一五年一月□（日付記載無し）
天下へ之恨、旁へ之恨、別条無御座候（中略）責めて長門守殿
ヘ一通之恨（略）^{注15)}

②「城中よりの矢文」寛永一五年一月一三日

若國家をも望ミ、國主をも背申様ニ可被思召候歟、聊非其儀候、
(中略) 従天下様數々度御法度被仰付、度々致迷惑候（略）^{注16)}

三、一揆後の一揆認識とは

この二つの矢文は、すでに見た一月一三日付けの「上使より城中へ」の返答と考えられるが、まず①は「天草四郎」から「松平伊豆守」宛てに出されたもので、幕府や諸大名に特別な恨みはないが、重い負担や厳しい生活を強いられたため、長門守への恨みははらしたいと松倉氏の苛政こそが大きな原因と指摘している。一方で②の方は「城内」から「御上使」に宛てたもので、国家を望んだり、国主にかめしていく。

第三章では、一揆終結後の一揆認識を見ていただきたい、第二章にて、キリストンが一揆を起こしたという認識であり、それから少しづつ認識が変更していき、最後にはキリストン禁制に反対する一揆という認識と領主の苛政が原因であるという認識も発生している事がわかつているが、では実際に一揆後はどのような認識でいたのかを確

「幕府日記抄」寛永一五年四月二二日

松倉長門守森内記江、同右近生駒壱岐守江、同三弥松平長門守
へ御預け、（中略）長門守江上屋敷下屋敷瓶闕所被仰付、檢使
阿部四郎五郎・能勢次左衛門、（中略）寺沢兵庫頭領内天草被
召上之、（略）^{〔注17〕}

「原史料」の中で一揆後の松倉長門守等や寺沢兵庫頭の事に関する記述はこれが最初であり、この記述には処罰する理由は記されておらず、ただ松倉長門守や弟二人は預けられ、寺沢兵庫頭は天草を召し上げられるとしか記されていない。また寛永一五年四月二六日付の「年寄衆より大阪衆へ」から同年五月九日付の「大阪衆より上使衆」において松倉長門守と弟二人に関する書状が増えており、さらにその中で三人をそれぞれ預けられていた所から江戸に送る際に、刀や脇差は没収し、下人などの世話をする人間もつけなくて良いといった事をしている。このことからほぼ罪人の扱いをしている事がわかる。

「幕府日記抄」寛永一五年七月一九日

松倉長門義自去年九州嶋原徒党令蜂起、剩常々不作法も數多依有之、御穿鑿の上死罪被仰付之、（中略）松倉長門弟右近八保科肥後守ニ御預、同三弥（略）松倉長門守森内記江、同右近生駒壱岐守江、同三弥松平長門守へ御預け、（中略）長門守江上屋敷下屋敷瓶闕所被仰付、檢使阿部四郎五郎・能勢次左衛門、（中

略）寺沢兵庫頭領内天草被召上之、（略）^{〔注18〕}

この記述が「原史料」の中で松倉長門守に関する事では最後のものとなる、その処罰理由としては、普段から不作法な事が多く、調べた結果死罪であるというものだが、おそらく領主の苛政前提とするなら不作法が苛政によって行われてきた事だろうと推測はできる。しかし「原史料」には、一揆後の日付の史料でも、明確に領主の苛政と記しているものはなかった、逆に第二章と同じように一貫してキリシタンが一揆を起こしたという認識はかわらず見受けられた。

それでは後世での一揆認識を見ていく。そもそも一揆の原因が領主の苛政であるという幕府の公式見解は、一揆後しばらく経つてからである。その後は時代の経過とともにこの認識が強調され、定着していくことになる。

「廃絶錄」寛永一五年 松倉長門守重次

一揆蜂起の事、政道柔弱なるが故其罪死に当れり、然りといへども、力戦せしむね台聴に達し死を宥められ、（中略）重次日頃封地の政道宜しからず、土民困窮に及び一揆蜂起せしむる旨、鎮西の目代言上により糾明を遂られ、重次に死を賜ひ（略）

寛永一五年 寺沢兵庫頭堅高

今度天草にて一揆蜂起の事は、守護政道柔弱のゆへ也、其罪死に當るといへども、身命を抛て力戦せる旨上聴に及び、天草領

四万石召放さると也^(注19)

この記述は、文化年間に作成された大名の減封、除封に関する事を年代別に記している『廃絶錄』という史料で、そこには松倉長門守については政道柔弱のため、その罪は死に当たるが力戦したため、死なずに森内記長繼に預けられた、しかし日頃から政道がよくないために、土民が困窮し、そのために一揆を起こしたという事を責められ、死を命じられたという内容である、また寺沢兵庫頭は一揆が起きたのが、守護政道柔弱なためで、その罪は死に当たるが身命を捨てる覚悟で力戦したために天草領を召し上げるというもので、二人とも共通しているのは、政道柔弱なのが原因ということである、しかし松倉は一度死から免れたが再度死を命じられていることがわかる。

この記述は、林大学頭を総裁として編纂され、一八〇九年（文化6）に起稿し、一八四九年（嘉永2）に完成した『徳川實紀』の「大猷院殿御實紀卷三十八」^(注20)に収録されている。これを見るとさきほど見た『廃絶錄』よりも具体的に記してある、まず松倉長門守は「岡田作右衛門」と「大町權之助」という「侯臣」を信じ、そのため「國政」が悪くなり、民を苦しめたため乱が起こったとある、一方の寺沢兵庫頭は、「國政」が良くないため、民衆も言う事をきかないが、「凶徒」の「張本人」である「天草四郎」は、「堅高」の領地の人間のために「罪を蒙った」とある。

ここまで見ていくと一揆発生時から一揆終了時までの大体の認識はキリストンが一揆を起こしたというものだった、しかし一揆終了後に松倉と寺沢が処罰された理由は、キリストンとはまったく関係なく、領主の苛政などであつたし、後世の史料も領主の苛政などが原因という認識を持つていた事を明らかに出来た。

【大猷院殿御實紀卷三十八】 寛永一五年四月一二日

長門守勝家常に岡田作右衛門。大町權之助といふ侯臣を信用し。

國政みだりがはしく民を苦しめるより。こたびの一亂を引起

しけるをも。罪蒙りしなり。兵庫頭堅高國政よろしからず。

衆人そむきたるゆへといえども。（中略）さはいえど凶徒の張

本人天草四郎は。堅高が領地の民なればその罪蒙りて天草の地を削られしなり。かかるを堅高口惜き事に思ひ。後に浅草海禪寺に入て自害しければ家断れり。（略）^(注20)

題となる。

四、おわりに

卒業論文では今回使用した史料と外国側の史料を用いて一揆認識の変化について同様に分析をくわえたが、今回は個人または藩や幕府の認識の変化のみで分析した。だが実際には史料のいくつかは信憑性に問題があり、その信憑性をどのように解消していくかが特に問題となる。

修士論文ではその問題なども踏まえ、卒業論文のような多数の権力の史料ではなく、細川家文書がある肥後藩と肥前藩に重点をおいて、認識の変化とその変化にはどのような要因が関係しているかと、いう視点で描いていきたい。

注

（注1）鶴田倉造編「原史料で綴る天草島原の乱」熊本県本渡市 一九九四年

（注2）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」一一页

（注3）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」一四頁

（注4）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」三六頁

（注5）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」三八頁

（注6）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」四六頁

（注7）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」四一页

（注8）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」六〇頁

（注9）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」一九八頁

（注10）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」三七五頁

（注11）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」三七八頁

（注12）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」三七九頁

（注13）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」四一六頁

（注14）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」七〇七頁

（注15）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」七一五頁

（注16）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」七一四頁

（注17）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」一〇六〇頁

（注18）前掲「原史料で綴る天草島原の乱」一〇九一頁

（注19）藤野保校訂「恩榮録・廢絶録」近藤出版社 一九七〇年 二五六

一二五七頁

（注20）黒板勝美編「新訂増補國史体系第四十卷徳川實紀第三篇」吉川弘文館一九三〇年一〇〇頁

参考文献

鶴田倉造編「原史料で綴る天草島原の乱」熊本県本渡市一九九四年

藤野保校訂「恩榮録・廢絶録」近藤出版社 一九七〇年

黒板勝美編「新訂増補國史体系第四十卷徳川實紀 第三篇」吉川弘文館
一九三〇年